

5. 今後の展開

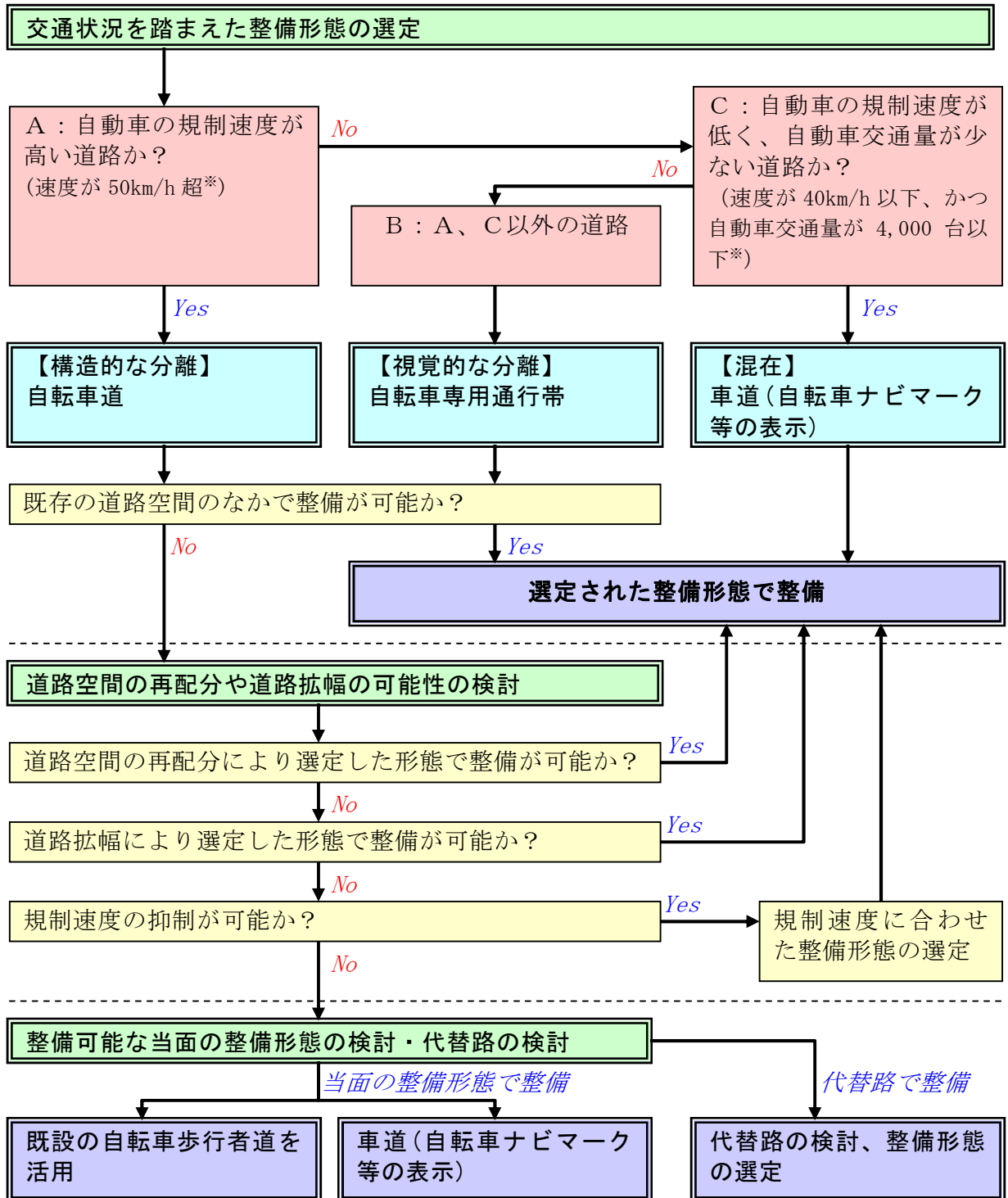
5-1 自転車ネットワーク整備計画の策定

選定した自転車ネットワークの交通状況や道路空間の状況を踏まえて、整備形態を選定します。

また、個別路線の詳細な構造（分離工作物の配置及び形状、路面色等）や交通運用（自転車通行方法、交差点通行方法等）を検討します。さらに、整備優先度を検討し「自転車ネットワーク整備計画」を策定します。

地域のニーズがある路線や既に自転車走行区間が整備されている路線と連続性を確保すべき路線について優先的に整備します。優先的または緊急的に整備した路線については、自転車ネットワーク整備計画と整合を図ります。

なお、道路工事の中で実施可能な路面表示等による自転車の走行空間の明示については実施可能な部分から順次実施していきます。



※参考となる目安を示したものですが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することとします。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成24年11月）を参考に作成

図 5-1 整備形態の選定フロー（案）

5-2 自転車ネットワークを整備する上での課題

(1) 交差点

交差点の通行は、原則車道を直進する通行方法としますが、交差点の形状や信号機の点灯方法によっては、通行に課題があると考えられる交差点があります。

自転車は車道の左端を通行することになっているため、交差点を直進しようとする際、左折専用車線があり、直進専用の信号がない交差点では、直進が困難な場合があります。

また、交差点を右折しようとするときは、二段階右折を行います。交差点の形状や信号機の設置状況、点灯の順番によっては、右折できない場合や、待機する場所がない場合があります。

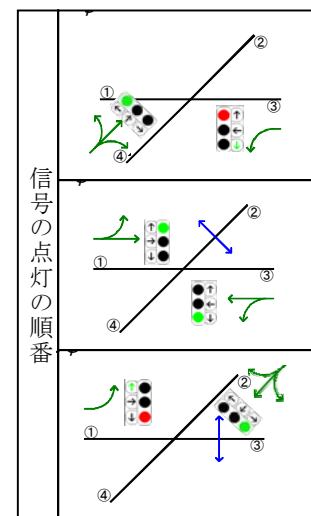
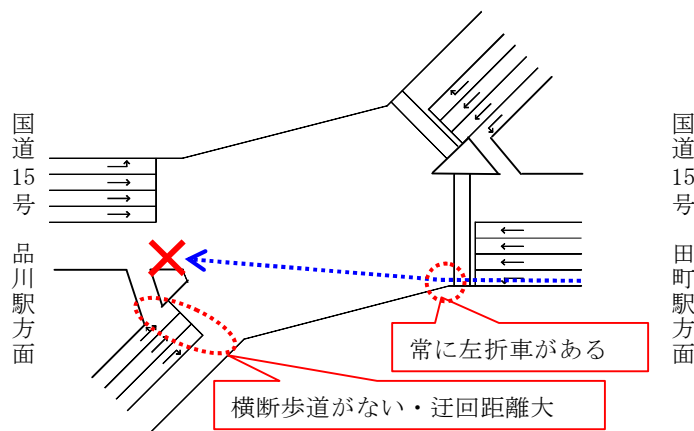
自転車ネットワークの連続性を確保する上で、交差点における通行方法の検討が必要です。



図 5-2 自転車ネットワーク上で課題のある交差点

【事例①：札の辻交差点】

- ・ 国道 15 号を田町方面から品川方面に向かって直進しようとする場合は、左折専用車線を通行しなければならないため、左折車の巻き込みによる事故の危険があります。
- ・ 信号機は「左折専用矢印」、「青」、「赤」の順に点灯しますが、自転車が直進可能な青信号の期間も左折車が途絶えることがないため、自転車の直進には危険が伴います。
- ・ 下図の青矢印の位置に横断歩道がないため、交差点の手前で車道から歩道へ侵入しても、道路を横断することができません。横断歩道橋が設置されていますが、自転車を担いで階段を上り下りすることは困難です。
- ・ 交差点を左折し、JR の線路をわたった先の交差点で道路を横断することができますが、大きな迂回を伴います。



【東京国道事務所による交通安全対策工事】

札の辻交差点において、車道の一部を改良し、新たに自転車通行空間を設け、歩行者・自転車及び自動車の通行帯を分離する交差点改良工事が実施されました（平成 25 年 3 月）。

交差点内に自転車の走行位置を標示する青色の矢羽根マークが整備されました。

また、信号機の点灯順序を「直進専用矢印」、「左折・直進専用矢印」、「青」、「赤」に変更し、「直進専用矢印」点灯時に自転車が直進する時間を確保しました。

【整備後の写真】



交差点の状況



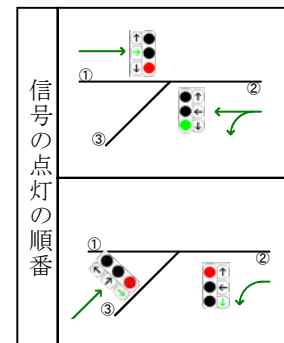
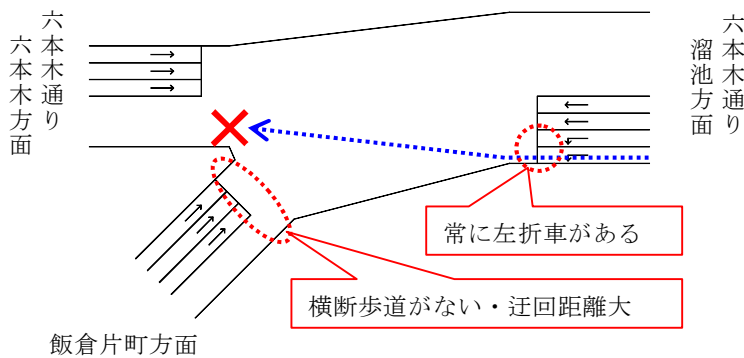
ナビマーク



左折標示（法定外）

【事例②：六本木二丁目交差点】

- ・六本木通りを溜池方面から六本木方面に向かって直進しようとする場合は、左折専用車線を通行しなければならないため、左折車の巻き込みによる事故の危険があります。
- ・飯倉片町方面へは常時左折車が途絶えることがないため、自転車の直進には危険が伴います。
- ・下図の青矢印の位置に横断歩道がないため、交差点の手前で車道から歩道へ侵入しても、道路を横断することができません。横断歩道橋が設置されていますが、自転車を担いで階段を上り下りすることは困難です。
- ・交差点を飯倉片町方向へ左折し、坂を上った先の交差点で道路を横断することができますが、大きな迂回を伴います。



【現況写真】



横断歩道がない交差点（飯倉片町方面より）



常に左折車がある交差点（六本木通り・溜池方面より）

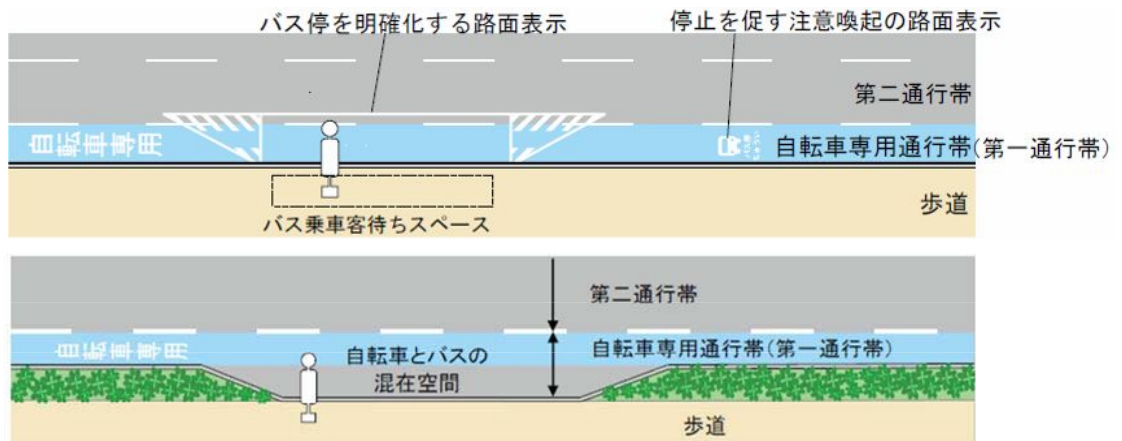
(2) 街路樹

都市内において、歩道空間における「みどり」である街路樹の整備が不可欠です。限られた道路空間の中で、自転車走行空間と街路樹との共存が課題となります。また、自転車、歩行者、自動車相互の視認性に配慮するため、街路樹の位置について検討が必要です。

(3) バス停

バス停部では、自転車とバス乗降客との交錯や、自転車が停車中のバスを追い越すことによる事故の危険性があるため、整備にあたって検討が必要です。

自転車ネットワークとしては、自転車走行空間を連続させることを原則とします。



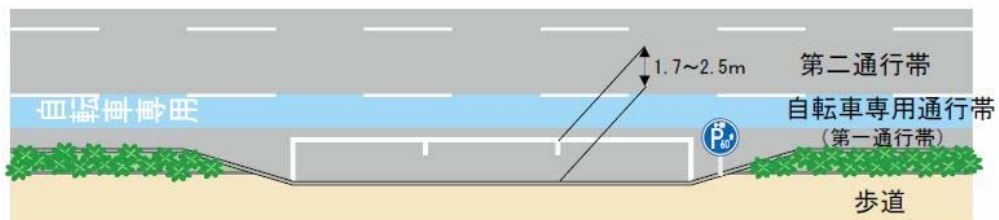
出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月）

図 5-3 バス停部の自転車走行空間の整備イメージ

(4) パーキングメーター

パーキングメーター等の設置箇所では、駐車車両により自転車、自動車相互間の視認性が悪くなるため、整備にあたって検討が必要です。

平成 23 年 10 月の警察庁の通達によれば、パーキングメーター等を撤去して自転車走行空間を設置することとされていますが、パーキングメーター等が必要な箇所では、自転車と自動車の双方の安全性を向上させる必要があります。



出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月）

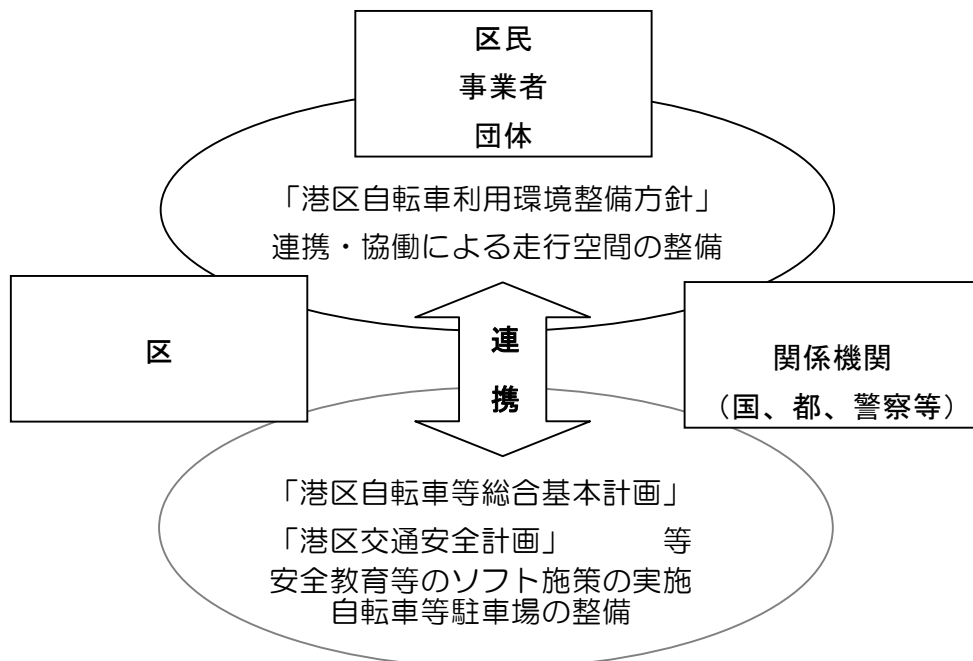
図 5-4 パーキングメーター等設置箇所での自転車走行空間の整備イメージ

5-3 推進体制

区の関係部署及び各地区総合支所が中心となって、区民（地域住民、区内に立地する事業者、交通安全協会等の団体）や関係機関（国、東京都、警視庁、区内の警察署等）と連携・協働して、自転車利用環境整備の取組を推進します。

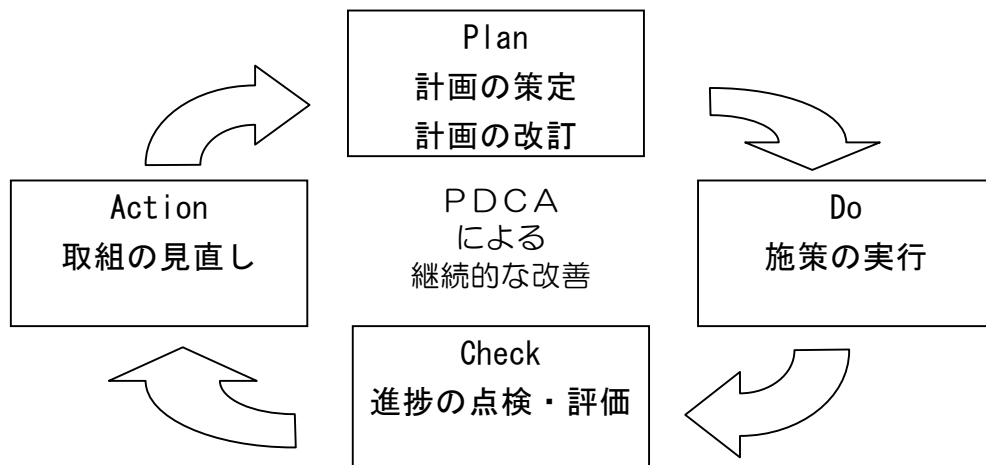
自転車走行空間を整備した路線において、自転車走行ルールの周知及び啓発活動を行うなど、港区自転車等総合基本計画や港区交通安全計画等の関連する計画における、自転車走行ルールの徹底及びマナー向上のための安全教育等のソフト施策と連携するとともに、自転車等駐車場の整備などの関連施策と連携した取組を推進します。

港区交通安全計画の改定時期などの機会を捉え、自転車走行空間を整備した路線における自転車走行ルールの啓発活動等のソフト施策の見直しを検討してまいります。



5-4 進捗管理

区は、港区自転車利用環境整備方針を着実に実施するために、自転車ネットワーク整備計画（Plan）を決定した後、事業（Do）の進捗状況や自転車等駐車場の整備等の関連する事業の進捗を踏まえた点検、評価（Check）を実施し、取組の見直しを実施（Action）し、その見直し結果を計画へフィードバックするPDCAサイクルを継続して実施します。



5-5 国、東京都との連携・調整

港区自転車利用環境整備方針で選定した自転車ネットワークは、国道や都道が多く含まれていることから、各道路管理者に自転車走行空間の整備を要望していきます。また、自転車ネットワークの連続性を考慮して、国及び東京都の自転車走行空間の整備計画と連携して、自転車ネットワーク整備計画を策定します。



図 5-5 自転車ネットワークの道路管理者

5-6 隣接する区との連携・調整

自転車ネットワークの連続性を確保するため、千代田区、中央区、新宿区、江東区、品川区、渋谷区の隣接6区との連携・調整を図ります。

6. 参考資料

(1) 港区自転車利用環境整備方針検討委員会設置要綱

○港区自転車利用環境整備方針検討委員会設置要綱

平成24年5月11日

24港街土第267号

(設置)

第1条 安全・安心で快適な自転車の利用環境及び走行空間の整備に向けた、港区自転車利用環境整備方針（以下「方針」という。）の検討及び策定を行うため、港区自転車利用環境整備方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 方針の検討及び策定に関すること。
- (2) 方針に関する検討結果及び策定案を区長に報告すること。
- (3) その他方針の策定に関し区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、または任命する委員11人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 区民 6人以内
- (3) 自転車利用環境に関係する行政機関等の職員 8人以内
- (4) 区職員 1人（特定事業担当部長をもって充てる。）

(委員の任期)

第4条 前条第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、委員の委嘱の日から検討結果及び策定案を区長に報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号及び第2号に掲げる委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、検討委員会は、公開することが適当でないと認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し検討委員会への

出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、街づくり支援部土木課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、特定事業担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

(2) 委員名簿

港区自転車利用環境整備方針検討委員会 委員名簿

氏名	種別	備考
鈴木 美緒	学識経験者	東京工業大学 大学院総合理工学研究科 助教
小林 成基	学識経験者	特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 事務局長・理事長
石塚 一男	関係機関	警視庁愛宕警察署 交通課長
奥川 道智	関係機関	警視庁三田警察署 交通課長
伊藤 富夫 村田 進	関係機関	警視庁高輪警察署 交通課長 ～平成24年8月26日 平成24年8月27日～
田中 利孝	関係機関	警視庁麻布警察署 交通課長
泉 龍二	関係機関	警視庁赤坂警察署 交通課長
林 秀樹 金子 賢司	関係機関	警視庁東京湾岸警察署 交通課長 ～平成24年9月2日 平成24年9月3日～
上田 誠	関係機関	国土交通省東京国道事務所 交通対策課長
村山 公一	関係機関	東京都 建設局 第一建設事務所 補修課長
古山 邦雄	区民	愛宕交通安全協会会長
長井 純一	区民	三田交通安全協会会長
石松 肇	区民	高輪交通安全協会会長
齋藤 勇一	区民	麻布交通安全協会会長
土橋 武雄	区民	赤坂交通安全協会会長
森田 文憲	区民	東京湾岸交通安全協会会長
新村 和彦 佐野 和典	区職員	特定事業担当部長 ～平成24年10月11日 平成24年10月12日～

(3) 検討の経緯

